

日本赤十字社会計規則施行細則第39条の2に基づく公表対象の随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	単 位	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
第二病棟非常用発電機PU1000 蓄電池交換工事	1 式	経理部施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	10月7日	フルエング(株) 名古屋市中区栄5-24-33	¥4,180,000	契約業者は、第二病棟竣工時に非常用発電機を設置した業者であり、本製品取り扱えるのは当該業者のみである。そのため、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、随意契約とする。	施設管理課取り扱い
第二病棟非常用発電機PU1000 12年点検工事	1 式	経理部施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	10月7日	フルエング(株) 名古屋市中区栄5-24-33	¥36,960,000	契約業者は、第二病棟竣工時に非常用発電機を設置した業者であり、本製品取り扱えるのは当該業者のみである。そのため、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、随意契約とする。	施設管理課取り扱い
令和2年度電気設備保守点検 (特高受変電設備・電力監視装置)	1 式	経理部施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	11月10日	(株)明電エンジニアリング 中部支社 愛知県清須市西枇杷島一反 五畝割496-1	¥9,240,000	契約業者は、長年にわたり当院の電気系統を把握していること、また、十分な経歴実績があり、患者の生命を預かる病院の電気設備の保守を遂行できると期待できる。そのため、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、当該業者と随意契約とする。	施設管理課取り扱い
第3病棟2階透析系統排水管更新工事	1 式	経理部施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	11月13日	シブヤパイピング工業(株) 名古屋市中区大須1-22-51	¥5,610,000	契約業者は、元施工業者であるためノウハウを有しており、迅速かつ安全に工事施工できるのは当該業者しかいないことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、随意契約とする。	施設管理課取り扱い
第一病棟9階 プレイルーム改修工事	1 式	経理部施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	11月26日	(株)NARUSE 名古屋市中区徳川1丁目 サンエース徳川ビル8階	¥17,160,000	本工事は、全額寄付金にて実施した工事である。契約しようとする業者は、寄付者からの意向があったため、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	施設管理課取り扱い
第一・第二・第三・管理棟 エレベーター定期修繕工事	1 式	経理部施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	12月1日	ジャパンエレベーターパーツ (株) 埼玉県和光市新倉5-6-50	¥19,910,000	契約業者は、当該設備の保守点検専門業者であり、必要な技術・能力を擁している。保守点検業務と修繕工事をそれぞれ別業者に依頼することは、責任の所在を曖昧にしてしまう恐れがあることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	施設管理課取り扱い